



# 始めます！ 住宅等撤去費補助制度

老朽化した空家や旧耐震基準木造住宅を撤去する工事費用の一部を助成します。  
なお、補助金交付決定前に撤去を行うと、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

▶ 問合せ 役場都市計画課

## ■ 補助対象となる条件

### 【空家の場合】

- ①住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅と判定された住宅  
※不良住宅に該当するか判定するための申請を行う必要があります
- ②所有権以外の権利が設定されていないこと(例外有り)



### 【旧耐震基準木造住宅の場合】

- ①昭和56年5月以前に着工した木造住宅のうち、町の無料耐震診断を受け、判定値が1.0未満とされた住宅
- ②耐震改修補助金の交付を受けていないこと
- ③所有権以外の権利が設定されていないこと(例外有り)



## 対象者(すべて満たす人)

- ①補助対象建物の所有者等
- ②町税を滞納していない人
- ③暴力団員でない人



## 補助金の額

補助対象経費:撤去工事および廃材等の運搬処分費  
補助金額上限:20万円



## ■ 補助申請の流れ

